

尼崎市監査公表第3号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、教育長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和7年2月27日

尼崎市監査委員	村	上	卓	史
同	藤	川	千	代
同	蛭	子	秀	一
同	綿	瀬	和	人

措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	令和 6年 3月 22日
3 措置通知日	令和 7年 2月 20日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>高等学校総合体育大会委託事業の履行確認等について</u></p> <p>高等学校総合体育大会委託事業において、所管課は委託の対象としていない剣道及びバドミントンの合同練習会に係る経費を本委託料で支払っていた。また、尼崎市高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）の現金出納簿は通帳と不一致で、尼崎市体育協会（以下「体協」という。）の補助金とまとめて作成しているなど委託料が適正に管理されていなかった。</p> <p>さらに、委託料の精算に伴う戻入額が0円となっているが、高体連の団体としての収支決算報告書では本委託料が体協からの補助金と合わせて経理され繰越残金（収支剰余）が発生しており、その繰越残金には本来戻入すべき市の委託料が含まれている可能性がある。</p> <p>このように多くの不備等が生じているにもかかわらず、所管課は実施報告書及び収支決算報告書について精査の結果、適正に処理されているとしていた。これは所管課による実施計画書の内容や履行確認等の審査が不十分であり、杜撰な事務処理が招いた結果と考えられる。</p> <p style="text-align: right;">（保健体育課）</p> <p><措置を求める事項></p> <p>本委託事業において多くの不備等が生じた要因は、所管課が委託契約の内容を十分把握せずかつ高体連からの報告書等の内容を確認することなく漫然と事務処理をしていたことにほかならず、職責の放棄と言っても過言ではない。また、所管課は高体連が現金管理の知識が乏しく現金出納簿が適正に作成されていないことなどを把握していたにもかかわらず放置しており、委託者として実施しなければならない必要な管理を怠っていたと言える。</p> <p>これらの問題は主として、所管課職員の基本的な知識の不足や委託者としての意識の欠如によるものであり、今回検出された問題の是正は当然として知識の乏しい職員でも適正に事務を行うことができる体制を構築し適正な業務管理を行うこと。</p>	
5 措置の内容	<p>大会の中止や代替の大会を開催する場合を想定し、令和6年度からは契約書に「やむを得ず実施方法を変更する場合には、実施計画書（変更）を委託者に提出し承認を得なければならない」と明記するとともに、当該実施計画書（変更）の記入例を作成し受託者と共有済みである。また、現金出納簿の記載例も作成し、現金出納簿</p>

と通帳が不一致であったことなどが再度生じないように、事務処理が適正に行えるように取り組んだ。

これまでは収支精算書の内容を詳細まで確認する必要がないとの判断で合計金額の確認のみで精算をしていたことから、令和 6 年度からは事業実施後には速やかに実施報告書、事業決算書のほか、これまで提出を求めていなかった領収書綴り及び現金出納簿の提出を求めることを実施要項に追加しており、5 年度においても実績報告時に同様の資料を求め、内容確認を行ったうえで精算を行った。

また、令和 4 年度の委託事業に関する事務処理は不適切なものであったことから高体連と協議を行い、委託事業の対象としていない剣道及びバドミントンの合同練習会に係る経費の返還を求め、全額を市に返還することとなった。なお、2 ヶ年にわたり返還を受けることとなっており、令和 6 年度分は既に受領済みである。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）